法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議）中一部改正公告

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議）中一部改正

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議）の一部を次のように改正する。

第二項中「千三百円」を「千百円」に改める。

第四項中「平成二十三年四月から平成二十六年五月まで」を「平成二十六年六月から平成二十九年五月まで」に改める。

附　則

第二項及び第四項の改正規定は、平成二十六年六月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第九十五条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　弁護士である会員が、子の育児をする場合は、所属する弁護士会を通じて申請することにより、会規で定める期間、本会の会費等の全部を免除する。

附　則

第九十五条の四第三項及び第四項の改正規定は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降の育児に適用する。

育児期間中の会費免除に関する規程制定公告

育児期間中の会費免除に関する規程（平成二十五年十二月六日会規第九十八号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

育児期間中の会費免除に関する規程

（平成二十五年十二月六日会規第九十八号）

（趣旨）

第一条　この規程は、会則第九十五条の四第三項の規定に基づき、弁護士である会員が子の育児をする場合における会費及び特別会費（以下「会費等」という。）の免除に関し、会費等の免除期間を定めるものとする。

（免除期間）

第二条　弁護士である会員が子の育児をする場合における会費等の免除期間は、育児をする子の出生日の属する月から当該子が二歳に達する日の属する月までの間における任意の連続する六か月以内の期間（多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合にあっては九か月以内の期間）とする。

（検討等）

第三条　この規程の施行後三年を経過した場合において、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則

この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降の育児に適用する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「出産時の会費免除に関する規程」の下に「及び育児期間中の会費免除に関する規程」を加え、「同規程第一条中」を「出産時の会費免除に関する規程第一条中」に改め、「外国特別会員」と」の下に「、育児期間中の会費免除に関する規程中「弁護士である会員」とあるのは「外国特別会員」と」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国特別会員が、子の育児をする場合は、所属する弁護士会を通じて申請することにより、次項の規定により準用される育児期間中の会費免除に関する規程（会規第九十八号）で定める期間、会費等の全部を免除する。

附　則

第六十六条の二の改正規定は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降の育児に適用する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「六万円」を「三万円」に、「三万円」を「一万円」に改め、同項第二号中「一万円」を「五千円」に改め、同項第三号中「五千円」を「二千円」に改め、同項第四号を削る。

附　則

第二十三条第一項各号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号を次のように改める。

一　登録　三万円

二　登録換え　五千円

三　登録事項の変更　二千円（新たな原資格国を登録する場合は五千円）

四　指定法の付記　五千円

附　則

第十六条第一項各号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。